

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

1 趣旨

君津市が発注する建設工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公平性の確保を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定めるものである。

2 基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害される恐れがあると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

3 基準に該当する場合の取り扱い

君津市が発注する建設工事等に係る一般競争入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反

した入札」として無効とする。ただし、基準に該当する者のうち一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者の入札は無効とならないものとする。

4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

5 留意事項

(1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

(2) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を順守する目的で辞退する者を定めるために当事者間で連絡を取ることは差支えないものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月17日から適用する。